

総合評価競争入札に係る特記仕様書（例）

（適用範囲）

第1条 本仕様書は、鎌倉市(以下「発注者」という。)が、総合評価競争入札による工事発注を行う場合に、落札者(以下「受注者」という。)が提示した技術的要素に基づき施工する工事に適用する。

（設計図書の変更）

第2条 発注者が評価する受注者の技術資料の内容は、土木工事共通仕様書や公共建築工事標準仕様書、施工管理基準等の標準的事項に優先するものとし、技術資料に基づく設計図書の変更は行わない。また、受注者が作成する施工計画書においては、受注者の技術資料と同様の内容を記載するものとする。

（施工の確認）

第3条 発注者は、当該工事の監督・検査にあたり、請負者の施工内容が提出された技術資料等の内容を満たしていることを確認することとし、受注者は、必要な資料を作成し、発注者に提出しなければならない。なお、当該資料の作成や提出に要する費用は受注者の負担とする。

（契約性能等の履行）

第4条 当該工事の入札では、受注者が提示する技術的要素のすべては、契約内容となるため、受注者はその内容(以下「契約性能等」という。)を履行しなければならない。また、履行が困難となった場合は、次に掲げる区分に応じた措置を行う。なお、契約性能等に係る設計変更等は、原則として行わない。

(1) 契約性能等を満たしていることのすべてを確認できない場合

契約性能等の履行義務は、工事等の完成後においても引き続き存続する。

(2) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が可能な場合。

再度の施工指示に従うとともに、工事成績評点の減点措置を行う。

(3) 契約性能等を満たしていない場合で、再度の施工が困難な場合。

工事成績評点の減点措置を行う。ただし、契約性能等に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合には、契約金額の減額変更、損害賠償請求等を行うとともに、指名停止措置を講じる。